

# FP 相続新聞 【相続貧乏にならないために】

活用されています「生前贈与」

令和2年 5月号

**生** 前贈与は、数ある相続税対策の中で最も多く活用されており、1回あたりの節税効果は小さいものの、毎年繰り返して実行すれば、その効果は累積されて大きなものとなります。

国税  
庁の統  
計資  
料によ  
ると、  
H29年  
度の暦  
年課  
税分  
(その



年の1年間の間に行われた贈与)の贈与税申告を、47万2千人が行っています。同年度の相続税申告件数が、14万3千件ですから、いかに多くの人が生前贈与を利用しているかが分かります。● 贈与財産の階級別内訳をみると、150万円以下が約48%、150万円超200万円以下が約10%、200万円超400万円以下が約25%、400万円超700万円以下が約11%となっており、700万円以下の贈与額が約93%を占めています。

● 基礎控除額を活かして、毎年110万円以下の贈与を繰り返すことによって、相続財産が基礎控除額(3千万円+600万円×法定相続人)以下になることが想定される場合には無税の贈与を心がけることになりますが、必ず相続税が課税されることが明らかな場合に、基礎控除額以下の贈与を繰り返し実行したとしても、積み重ねる金額が少なく、相続税対策上やらないよりはましという程度のものにしかありません。● 相続税の税率は、1千万円以下10%から6億円超55%の8段階に区分されています。相続税が必ず課税されるのであれば、最低税率10%に相当する

生前贈与を行うことが有効な相続対策となります。贈与税の税率は、20歳以上の子や孫への贈与の場合の「特例」贈与財産と、その他「一般」贈与財産に区分されており、やや有利な「特例」は200万円以下10%、400万円以下15%、600万円以下20%、1000万円以下30%となっています。● 「特例」の場合の、実質10%となる贈与額の上限を試算してみると、(贈与財産520万円-110万円)×20%-控除額30万=贈与税額52万円(実質税負担10%)と求められますので、520万円(一般470万円)以下の贈与を繰り返し行う(複数の相続人に対し)ことによって、累積額も大きく、相続税より有利となります。● 贈与するにあたっては、税当局から本当に贈与があったかどうか疑問視されぬよう、①現金の贈与は、贈与契約書を作成し、預金口座振替による贈与にします。贈与後は、通帳も印鑑も子に渡し、親は贈与した財産に関与しないようにせねばなりません。②同様に、親が子供名義で預金しても、実質的に子に贈与したものでなければ親の財産として取扱われます。口座開設の届出は誰がおこなったのか、その時のお金は誰が拠出したのか、印鑑が他と同一ではないか、誰が通帳印鑑を管理していたのか、子はその預金があることを知っていたのか、贈与税の申告をしていたのか等によって、実質誰の預金なのか判断されることになります。③祖父から未成年の孫に贈与する場合、法的には孫の親権者である親が財産管理権と代理権を有していますので、贈与契約書は、親権者として親が署名捺印することになります。④価値が変動する、株式・不動産等の贈与は、贈与後に値下がりした場合には、相続税対策としては、逆効果になりますので贈与時期の判断についてはくれぐれも注意せねばなりません。